

ご存じですか？

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

民生委員・児童委員とは？

「民生委員」は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

社会福祉増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助を行っている、創設から100年以上の歴史があります。

また、全ての民生委員は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ね、子どもや妊産婦に関するさまざまな相談や支援を行っています。任期は3年で再任も可能です。

民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する支援を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

市には、学区ごとに1人の主任児童委員がいて、学校などの関係機関と連携・協力



▲歳末たすけあい事業 おせちセット宅配の様子

民生委員・児童委員による訪問活動

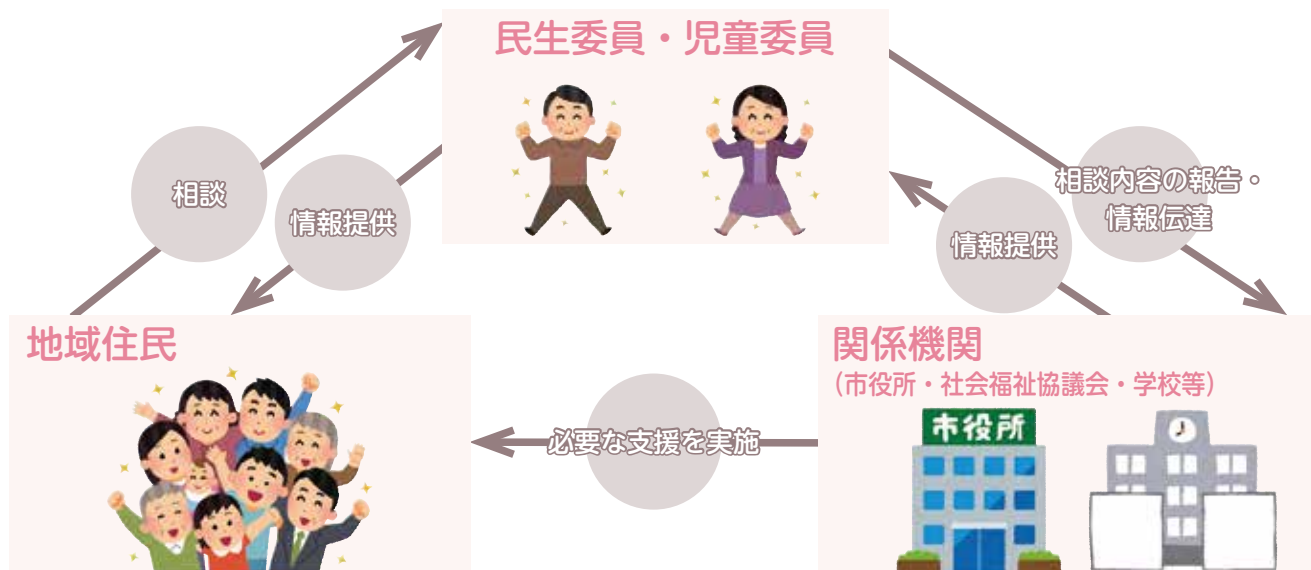
民生委員・児童委員は、地域の人に対して、相談・援助を適切に行えるよう、年間を通じて状況把握のための訪問活動を行っています。

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、状況をみながら訪問活動を行っています。

民生委員・児童委員が伺いましたら、ご理解とご協力をお願いします。

しながら活動をしています。
どんな人が民生委員・児童委員になるの？
地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある等の要件を満たす人です。

特別な資格は必要なく、地域の推薦を受け、日高市民生委員推薦会と県の審査を経て、厚生労働大臣から委嘱されています。



どんな時に相談したらいいの？

どこに相談すればいいのかわからない、生活に対する悩みや不安や、近所で気になることがあれば、気軽にご相談ください。相談内容に応じて関係機関につないでいきます。

例：介護の悩み、子どもの悩み、健康上の悩み、生活上の問題、育児の不安など

相談内容が他人に知られたりしない？

相談内容の秘密を守ることが法律で義務付けられています。

この守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます。安心してご相談ください。



四つ葉のクローバーに民生委員の「み」の文字を合わせています。「み」の部分は、児童委員を示す「双葉」や平和のシンボルの「鳩」も表しています。



▲定例会の様子



▲役員会の様子

あなたの近くで活動しています

現在、市内103地区で94人の民生委員・児童委員（欠員9人）と6人の主任児童委員が活動しています。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員で構成される3つの地区民生委員・児童委員協議会（高麗地区、高麗川地区、高萩地区）が、地区ごとに活動しています。

市全域では、日高市民生委員・児童委員協議会が組織されていて、生活福祉課地域福祉担当に事務局を置いています。

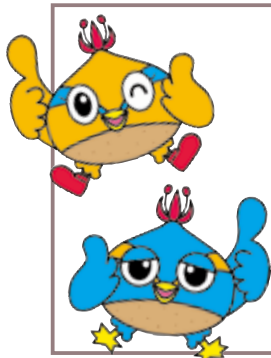
民生委員・児童委員は、地区の「民生委員・児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。

民生委員・児童委員それぞれが担当地区を持ち、地域住民である皆さんと同じ立場で相談に乗り、必要であれば福祉制度や福祉サービスが受けられるよう、関係機関との「パイプ役」として問題解決の手助けをします。

また、独り暮らしの高齢者宅を訪問するなど、見守り活動も行っています。

活動事例

○担当地区の高齢者や障がい者がいる世帯、児童や妊産婦の状況把握（家庭訪問や地域での情報収集）など
○ニーズに応じた福祉サービスなどの情報提供
○支援が必要な人にさまざまな相談に応じた助言など



今年は一斉改選の年です
民生委員・児童委員は、3年ごとに一斉改選を行っています。現在の委員の任期は令和4年11月30日までです。12月1日からは新たな任期の委員に改選されます。

年齢基準や、やむを得ない事情により、現在の民生委員・児童委員が退任される地域では、新たな委員の選出が必要になります。

心配事や悩み事を一人で抱えこんでいませんか？



日高市民生委員・児童委員協議会会長
高麗地区民生委員・児童委員協議会会長

北田 文子 さん

会長からのメッセージ

民生委員・児童委員は地域を「見守り」、身近な相談相手になって困っている人を「支え」、状況によって関係機関に「つなぐ」とを主な役割としています。

この役割を果たすため、私たちは所属する地区の民生委員・児童委員協議会で月に1度定例会を開催し、情報収集や福祉制度についての研修を行って資質の向上にも努めています。特別な資格はなく専門家でもありません。皆さんと同じ立場で一緒に考え、問題解決のお手伝いをしています。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、一人で悩まず安心してご相談ください。